

社発第 T-160 号
2019 年 7 月 9 日

貸借取引参加者
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社
代表執行役社長 櫛田 誠希

富士興産(株)株式に係る貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の
最高料率に係る臨時措置の解除について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、富士興産(株)株式（5009）につきましては、2019年7月5日付社発第T-151号により貸借取引の品貸し申込みにおける品貸料の最高料率を10倍とする臨時措置を実施しておりますが、2019年7月10日申込日分（7月11日品貸し申込み受付分）より当該臨時措置を解除することといたしましたので、ご通知申し上げます。

なお、現在、当該銘柄に関して実施している制度信用取引の新規売りおよび制度信用取引による買いの現引きに伴う貸借取引の申込停止措置は継続しておりますので、念のため申し添えます。

敬 具